

裁 決 書

審查請求人

処 分 庁 亀岡市福祉事務所長

審査請求人が令和6年3月7日に提起した亀岡市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が同年2月6日に行った保育所・認定こども園入所保留に関する処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和5年11月20日、子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所(園)・認定こども園入所申請(以下「入所申請」という。)を提出した。
- (2) 審査請求人は、令和5年12月6日、入所申請に必要な就労証明書等の書類を提出した。
- (3) 処分庁は、12月下旬に必要な書類の受付を完了し、保育所(園)及び認定こども園(以下「保育所等」という。)へ申込者数、申込児童の年齢等を通知し、受入れ可能人数を照会した。
- (4) 令和6年1月6日、処分庁は、保育所等から受入れ可能人数の回答を得た。
- (5) 令和6年1月31日、処分庁は、亀岡市保育の利用に関する規則(平成26年亀岡市規則第28号。以下「規則」という。)に基づき優先度の高い児童から入所ができるよう入所決定を行った。
- (6) 令和6年2月6日、処分庁は、入所決定の結果を申請者へ発送した。
- (7) 令和6年2月8日、審査請求人は、第1希望から第3希望までの入所申請に対して、保育所・認定こども園入所保留通知書を受け取った。

(8)令和6年3月1日(3月7日受付)付で、審査請求人は、保育所・認定こども園への入所保留について審査請求書を提出した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

答申書における「第2 審査請求人の主張の要旨」のとおりであり、特に補足すべき事項はない。

2 処分庁の主張

答申書における「第3 処分庁の主張」のとおりである。

裁決の理由

本件審査請求に関する審査庁の判断は、答申書における「第1 審査会の結論」及び「第6 審査会の判断」と同様であり、その内容は妥当であると認める。

よって、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年11月18日

審査庁 亀岡市長 桂 川 孝 裕

(教 示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります